

令和 4 年第 2 回公立甲賀病院組合議会定例会 会議録

招集年月日	令和 4 年 10 月 26 日 (水)				
招集の場所	甲賀市水口町 公立甲賀病院 2 階講堂				
開会 (開議)	10 月 26 日 午前 10 時 10 分			議長	望月 卓
出席議員並びに欠席議員 出席 10 名 欠席 0 名  凡例 ○出席を示す △欠席を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名
	1	田中 將之	○	6	中土 翔太
	2	西山 実	○	7	細川 ゆかり
	3	瀬古 幾司	○	8	堀田 繁樹
	4	戎脇 浩	○	9	望月 卓
	5	橋本 律子	○	10	森 淳
説明のために出席した者	管理者	岩永 裕貴	副管理者	生田 邦夫	
	会計管理者	岸村 守	代表監査委員	辻 恵子	
	事務局長	玉木 正生			
職務のため出席した者の氏名	田中 俊之、今井 操、森口 三義、山西 恒男、岸村 涼平				
議事次第	別紙のとおり				
会議録署名議員	5 番	橋本 律子	6 番	中土 翔太	

令和 4 年第 2 回公立甲賀病院組合議会  
定 例 会 議 事 日 程

令和 4 年 10 月 26 日  
午前 10 時 10 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 5 号 令和 3 年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 議案第 6 号 令和 4 年度公立甲賀病院組合一般会計補正予算（第 1 号）の議決について

日程第 5 議案第 7 号 地方独立行政法人公立甲賀病院第 2 期中期目標を定めることについて

日程第 6 一般質問

## 議事の経過

### ○ 開会　開議

望月議長

ただいまの出席議員は10名で、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。よって、令和4年第2回公立甲賀病院組合議会定例会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

この際、日程に入るに先立ち、諸般の報告を致します。まず、管理者から地方独立行政法人公立甲賀病院令和3年度の業務実績に関する評価結果報告書及び財務諸表等並びに法人監事による監査報告書、第1期中期目標期間の業務実績に関する見込評価結果報告書が議会に提出されました。その写しは事前配布しましたのでご了承願います。次に、監査委員から公立甲賀病院組合一般会計の現金出納検査及び定期監査の報告を受けましたので、その写しをお手許に配布しておきましたのでご了承願います。

### 日程第1　会議録署名議員の指名

望月議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、5番、橋本議員、6番、中土議員を指名いたします。

### 日程第2　会期の決定

望月議長

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

案件に入ります前に、管理者より挨拶があります。管理者よろしくお願ひいたします。

### ○岩永管理者挨拶

岩永管理者

皆様、改めましておはようございます。

本日、公立甲賀病院組合議会議員の皆様には、大変ご多用のところ、本組合定例会にご参集いただきまして、誠に有り難うございます。また、平素は、病院組合の運営に対し、格別のご理解またご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして重ねてお礼を申し上げます。

さて、本年の定例会は、例年に比べ1月ずれ込んでおり、本日の開催となりました。その間に野も山もすっかり秋景色となり、季節の移り変わりの速さに大変驚いているところでもございます。

この夏は、オミクロン株の変異ウイルスによる第7波が全国で猛威を振るい、滋賀県におきまして1日の感染者が3千人を超える日が数日ございました。これまでの変異ウイルスと比較して重症化しにくいといわれてまいりましたが、その感染力の強さに病院職員にも陽性者また濃厚接触者が急増をし、一部病棟では一時的な入院制限を行うなど診療体制に大きな影響を及ぼしたところでもございます。

特に、7月から8月にかけては、発熱外来を含む救急窓口に新型コロナ関連の患者が多く来院され、1日当たり30人を上回る日が度々あり、8月中旬の12日間で325人、1日平均27人の対応をされました。それに加え新型コロナ病床26床が満床となる日もあったと報告を受けております。

さらに、救急受入れに関しましては、7月には対前年度105人プラスの363人、8月には対前年度114人プラス、率にいたしまして1.4倍の396人の患者を受け入れ、甲賀医療圏域の急性期医療を維持するため、スタッフの皆さんには大変なご努力をいただいているところであります。

10月に入り、ようやく第7波のピークが超え、県内のコロナ病床の使用率は20%台となっておりますが、これまで通り気を緩めることなく、細心の注意を払いながらコロナ対応に当たっていただきたいと考えております。

また、10月11日から全国旅行支援が始まっています。人の動きが活発になります。新型コロナワクチンの3回接種か検査による陰性証明が必要となっておりますが、感染対策を徹底しながら賑わいの回復にもつなげていかなければなりません。

なお、先ほど、令和3年度公立甲賀病院の事業実績評価を報告させていただきましたとおり、組合からは、現在、休床している48床についてあらゆる工夫をして早期に再開をし、新型コロナ感染症医療と急性期医療の両立を図りながら、地域の中核病院としての責任を果たしていただきたいと指摘をいたしております。

最後になりますが、本日は、令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定、令和4年度一般会計補正予算及び第2期中期目標を定めることについてのご審議をお願い申し上げます。議会招集にあたりましてのご挨拶といたします。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

### 日程第3 議案第5号

望月議長

日程第3、議案第5号令和3年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

議長。

管理者。

議案第5号令和3年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算の認定について提案理由のご説明を申し上げます。

病院組合一般会計の歳入につきましては、法人への運営負担金を含む6億6,278万0,400円を甲賀市及び湖南市より繰り入れ頂く負担金、繰入金、繰越金、諸収入、地方債等を合わせた歳入総額は16億7,853万1,407円となりました。

一方、歳出におきましては、まず、病院組合としての経費でございます議決機関関係経費48万7,893円、総務管理費のうち組合職員1名分の職員手当、給与費等を含めた執行機関関係経費3,505万7,337円、監査機関関係経費16万5,650円、基金費1万4,484円、過誤納還付金60万3,490円の合計3,632万8,854円、及び地方独立行政法人制度により、病院組合一般会計を通して支出が必要な総務費の法人職員分の共済費、衛生費、公債費、病院貸付金の合計16億4,137万1,143円を含めた16億7,769万9,997円となり、差し引き83万1,410円を翌年度へ繰り越すことといたしております。

よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

望月議長

提案理由の説明が終わりましたので、ここで監査委員に本決算の監査の結果についての報告を求めます。

辻恵子監査委員。

監査委員の辻でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

令和3年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書についてご報告いたします。

令和3年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査した結果について、別紙のとおり意見を提出いたします。

審査日は令和4年6月27日月曜日、審査対象は令和3年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算であります。

審査に当たっては、本組合監査基準に基づき、管理者から提出された令和3年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び基金の運用状況を

示す書類等が関係法令に準拠して作成されているか、その計数が正確であるかについて、関係諸帳簿、証憑書類、預金通帳等と照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して実施いたしました。

審査の結果、予算の執行状況及び決算の内容について、審査に付された令和3年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数も正確であると認めました。また、予算の執行状況及び決算の内容についても適正であると認めました。

なお、令和3年度公立甲賀病院組合一般会計の概要は、歳入総額16億7,853万1,407円、歳出総額16億7,769万9,997円、歳入歳出差引額は、83万1,410円となり、翌年度へ繰越しとなっております。

まず、歳入につきましては、全体の39.49%を占める甲賀市及び湖南市からの負担金6億6,278万0,400円と、55.4%を占める地方独立行政法人公立甲賀病院から徴収する企業債償還分及び共済掛金の諸収入9億2,982万4,743円が主なものとなっておりますが、特に当該年度におきましては、職員の退職に伴い退職手当基金から繰り入れが行われております。

一方、歳出につきましては、全体の42.33%を占める公債費7億1,013万1,989円と、38.38%を占める衛生費で看護学校授業料免除費負担を含む病院運営負担金6億5,064万6,400円と、15.19%を占める総務費2億5,491万5,741円で、その内訳は職員給料、組合及び病院職員の共済費並びに退職金を含む職員手当等が主なものとなっております。

令和4年度は、病院の地方独立行政法人移行後4年目であり、第1期中期目標の最終年度であります。公立甲賀病院が経営基盤の強化を進め、地域の中核病院としての使命と責任を積極的に果していくよう、今後とも、設立団体である組合の機能を発揮されることを望むところであります。

以上、審査結果の報告といたします。よろしくお願ひいたします。

監査の結果についての報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。

議員1名から質疑の通告がありますので、発言を許します。

2番、西山議員

それでは、令和3年度公立甲賀病院組合一般会計歳入歳出決算の認定について質問をさせていただきます。

この予算との関係で、歳入5款雑収入、雑入、予算現額と収入済額の差額320万7千円の理由の説明を願いしたいと思います。併せて、歳出において2款総務費、1項総務管理費の共済掛金等の不用額355万5千円、この理由を合わせて説明を願いいたします。よろしくお願ひいたします。

事務局説明を求めます。

望月議長

西山議員

望月議長

玉木事務局長  
玉木事務局長

議長。

2番 西山議員のご質疑にお答えいたします。

1点目、予算現額と収入済額の差額についてであります。雑収入につきましては、法人職員の基礎年金拠出金、共済追加費用等を病院組合会計を通して、市町村職員共済組合へ支払うために雑収入で受けております。当初予算では、前年度の実績により拠出金等の額を計上しておりましたが、年度途中において共済追加費用の算定基礎となります追加費用率が引き下げられたことにより、予算現額と収入済額に差異が生じたものであります。

2点目の共済掛金等の不用額についてであります。雑収入で答弁させて頂きましたとおり、法人職員の基礎年金拠出金、共済追加費用等に組合職員分を含めた市町村職員共済組合への掛け金を支出しますが、共済追加費用の算定基礎となります追加費用率が引き下げられたことにより不用額が生じたものであります。以上でございます。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認め、討論を終了いたします。これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第6号

望月議長

続きまして、日程第4、議案第6号令和4年度公立甲賀病院組合一般会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

本件について管理者から提案理由の説明を求めます。

議長。

管理者。

議案第6号令和4年度公立甲賀病院組合一般会計補正予算（第1号）について、その提案理由を申し上げます。

歳入歳出それぞれ1万5,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ17億7,021万7,000円とするものでございます。

この補正の理由といたしましては、令和4年3月に法人の借り入れた企業債について、その借入利率が予算策定期の予測を上回ったため不足額1万5,0

	00円の増額をお願いするものであります。
	補正の内容につきましては、歳入におきまして5款、諸収入、1項、貸付金元利収入、1目、病院貸付金元利収入に1万5,000円を追加をし、歳出におきまして4款、公債費、1項、公債費、2目、利子に1万5,000円を追加するものであります。
望月議長	以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
	提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
望月議長	(「なし」の声あり)
	質疑なしと認めます。
望月議長	これより討論に入れます。討論はありませんか。
	(「なし」の声あり)
望月議長	討論なしと認めます。
	これより議案第6号を採決いたします。
	本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
望月議長	(挙手全員)
	挙手全員です。
	よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第7号

望月議長	続きまして、日程第5、議案第7号地方独立行政法人公立甲賀病院第2期中期目標を定めることについての件を議題といたします。
岩永管理者	本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。
望月議長	議長。
岩永管理者	議案第7号地方独立行政法人公立甲賀病院第2期中期目標を定めることについて提案理由を申し上げます。
	公立甲賀病院組合では、地方独立行政法人法第25条第1項の規定に基づき、令和元年度から4年間の中期目標を策定いたしましたが、その中期目標が令和5年3月31日をもって終了することから、第1期中期目標の継承を前提に、社会や医療環境の変化、そして現状に対応する内容となるよう第2期中期目標を策定いたしましたので、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。
	第2期中期目標の構成につきましては、前文の次に大きく5つの項目に分け第1、中期目標の期間、第2、市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、第3、業務運営の改善及び効率化に関する事項、第4、

	財務内容の改善に関する事項、そして新たな項目として第5、その他業務運営に関する事項を掲げ、社会課題への対応を記載をいたしたものであります。
望月議長	以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
西山議員	提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
望月議長	議員1名から質疑の通告がありましたので、発言を許します。
西山議員	議長。
2番 西山実議員。	それでは、地方独立行政法人公立甲賀病院第2期中期目標を定めることについて質問をさせていただきます。
	この内容の5ページです。3の医療の質の向上（2）院内感染防止対策について、この中でコロナ禍における経験を踏まえと言う表記がございます。令和3年度の業務実績に関する評価では、2度の院内感染の経験からと言う表現となっております。この違い、今回の表現にされた理由をお聞きいたします。
	そもそもひとつ、8ページ第5最終のところで社会課題への対応について、昨今、カーボンニュートラルなど様々な環境課題が指摘されている中、温室効果ガス削減の取り組みなども含まれると理解していいんでしょうか。よろしくお願ひいたします。
望月議長	事務局長説明を求めます。
玉木事務局長	議長。
玉木事務局長	2番、西山議員のご質疑にお答えいたします。
	1点目の3. 医療の質の向上（2）院内感染防止対策について、コロナ禍における経験を踏まえと表現にした理由についてであります。
	令和2年度からこれまで新型コロナウイルスの感染が続く中で、保健所や県災害コントロールセンターなどと連携をして、外来患者の診察や入院患者の受け入れを行い、また他の病院と連携のうえ情報共有や感染患者の受け入れ医療機関の支援をするなど、院内の感染対策以外にも様々な対策の実行を経験されました。令和5年度からの第2期中期目標を策定するにあたっては、その様々な経験を基に院内感染防止対策を実践されるようコロナ禍における経験を踏まえとしたものであります。
	2点目の社会課題への対応についてであります。
	社会課題の中にSDGsを含む表現をしております。病院には持続可能な開発目標に沿って積極的に取り組んでいただきたいと考えております。その中で、消耗品の省資源化、再生化を図り、資源循環型社会の形成を推進することも当然含まれることであります。以上でございます。
望月議長	以上で、今回通告のありました質疑が終わりましたので、質疑を終了いたします。
	これより討論に入ります。討論はありませんか。
	（「なし」の声あり）

望月議長

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

望月議長

挙手全員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

## 日程第6 一般質問

望月議長

続きまして日程第6、一般質問を行います。

議員1名から一般質問の通告がありました。

2番 西山実議員

議長。

2番 西山議員。

それでは、議長の許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。質問項目は大きく2点です。一括で提案させていただきます。

まず1つ目は、新型コロナウイルス第7波における発熱外来の対応状況についてということで質問させていただきます。新型コロナウイルス第7波の感染拡大により、甲賀市において7月21日に100人を確認、以降100人前後を推移し、8月19日には272人となりました。発熱外来が対応しきれない状況があったのではと思われます。二次感染防止と早期治療のためには、発熱外来の強化は不可欠です。市民からも熱が出たのに発熱外来が一杯で検査が受けられないという切実な声をお聞ききしているところでございます。

私がヒアリングした医療機関では、1日30件を何とか検査している。しかし、予約は8時半から9時15分で埋ってしまい、20人以上お断りした日もあると、こういう実態もお聞きしております。そこで、本甲賀病院に対して発熱外来の受入れ、先ほどもありました20人ですかね、受け入れ人数、そしてピーク時はどれくらい殺到しているのか、そしてお断りした状況は分かるのか、そのことについてお聞かせ願いたいと思います。そして併せて、これから発熱外来の強化対策について事務局長にお願いしたいと思います。

そして、大きな2番です。地方独立行政法人3年目ということで、その評価について、まず1点目は、公立甲賀病院の中期目標、中期計画に関して、設立3年目の令和3年度の業務実績に関する管理者としての特徴、評価結果の特徴について管理者にお伺いします。

また、細目においてコロナ禍のもとにおいての職員体制の確保はどうだったのか。令和3年度の業務実績の評価の中でも36ページですね。医療従事者の確保育成、医師については80名体制が組めた。しかし、看護師の離職率が高

いとあります。現状認識と課題について伺います。

そして3点目は、令和3年上半期事業報告を3月にいただいています。その中では、上半期の平均時間外が17.3時間とありました。対前年比6.9時間増加とあります。現在の状況はどうか、残業が集中している職員はいないのか、その件についてお聞かせ願います。

さらに、職員の意識改革における課題認識と経営支援コンサルの役割を伺います。7月から経営コンサルを導入し更なる運営改善に向けた職員の意識改革に繋げていると評価されています。その詳細をお聞かせ願います。

最後に、業務運営の改善及び効率化に関して、内部監査室の役割これが重要なと思いますけれども、現時点での評価を伺います。この2番、3番、4番、5番については事務局長にお伺いいたします。以上、よろしくお願ひいたします。

管理者答弁

議長

2番 西山議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きな2点目、地方独立行政法人としての3年目の評価についての業務実績に関する評価結果報告書の特徴についてであります。

まず、業務実績に関する評価につきましては、地方独立行政法人法第28条に規定をされており、同条第1項第2号に中期目標の3年度、本年度に当たりますが、当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について設立団体の長の評価を受けなければならないと、されております。

のことから今年度につきましては、2つの実績に関する評価を行った事が一番の特徴となっております。

まず、令和3年度の事業実績に関する評価では、大項目評価である一つ目の市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を概ね計画どおり、二つ目の業務運営の改善及び効率化に関する事項を計画どおり、三つ目の財務内容の改善に関する事項をやや遅れていると評価いたしました。全体評価結果としては、新型コロナウイルス感染症拡大が病院経営に大きな影響を及ぼしたことは否めませんが、中期目標、中期計画達成に向けやや遅れていると評価いたしました。

その中で法人の経営方針の一つである断らない救急につきましては、甲賀保健医療圏域の中核病院として救急患者の積極的な受け入れを行っていくことを最重点事項として取り組まれ、院長指示の下、職員の意識改革を進めていたいた結果、救急搬送受入率は目標の96.1%に対しまして99.4%と、上回ったことについて評価をいたしております。

また、感染症医療について院内感染を防止をし、第二種感染症指定医療機関として新型コロナ患者への対応をはじめ、滋賀県災害コントロールセンターへ

の職員の派遣など、圏域内の役割を果たしたことについても評価をいたしております。

一方、やや遅れていると評価をいたした財務内容の改善におきましては、医業収支が約12億円の赤字となり対前年度比約2億4千万円改善はいたしましたものの、さらなる改善のため令和元年から休床をしている48床について、あらゆる工夫をして早期に再開、病床利用率の向上に努めるよう指摘いたしました。

また、コロナ感染に係る補助金により経常収支比率は持ち直してはおりますが、補助金は時限的なものであります。補助金に頼らない経営改善にむけた総合的な対策を検討することも要請をいたしております。

次に、第1期中期目標期間の業務実績に関する見込評価については、これまでの3年間の年度実績評価の平均値を見込評価の値として、年度実績評価と同様に大項目ごとに評価を行っております。全体評価結果といたしましては、中期目標、中期計画達成に向けやや遅れていると評価をいたしました。

特に、中期目標期間である4年間のうちの3年間を振り返り、地方独立行政法人に移行した当初は経営の効率化や迅速な意思決定などのメリットを生かし、組織体制の整備や課題解決に努め、収益向上を目指されましたが、看護師の確保や医業収支比率をはじめとする法人が示す指標の達成は困難な状況にございました。このことから今一度、地方独立行政法人のメリットを生かした計画を立案をしていただき、事業経営されることを要望しております。

以上、答弁といたします。

議長

事務局長、答弁。

2番 西山議員の一般質問にお答えします。

大きな1点目の新型コロナウイルス第7波における発熱外来の対応状況の、①発熱外来の受け入れ人数とピーク時の依頼、お断り件数についてあります。

受け入れ人数につきましては、ピーク時の8月12日から23日の12日間に325人で、1日の最高は8月21日の37人でございました。

依頼件数及びお断り件数につきましては、問い合わせが連日昼夜を問わず多人数であったこと、応答した職員が多部門に渡っていたことなどから、集計するまでには至っておりませんでした。

なお、発熱外来の受付時間は午前9時から午後4時までとなっておりまして、その間に1人15分の診察時間で7時間対応すると約30人の患者を受け付けることができるということでございます。

次に、②の発熱外来の強化対策についてであります。

当院は、新型コロナウイルスの感染力の強いオミクロン株による感染拡大により診察・検査を希望される外来患者及び発熱を訴え救急搬送される高齢者等

が急激に増加し、対前年同月の1.4倍の救急搬送を受け入れておりました。しかしながら、この間も、一般外来及び入院患者の診療体制の確保、入院加療を要する感染症患者の受け入れに26床を充て、万全を期す医療を提供しておりましたことから、発熱外来は従来どおりの体制で実施してまいりました。

このようなことから、発熱外来の運営・強化につきましては、県による調整を基に、圏域内の診療所や病院等が役割分担と連携を進めていく必要があると考えております。

なお、9月28日からは、簡易陰圧診察室を救急外来前の屋外に設置し、今後に備えたところであります。

次に、大きな2点目地方独立行政法人としての3年目の評価についての②コロナ禍のもとでの職員体制の確保は計画どおりとなっているかについてであります。

令和4年4月1日現在で、医師の人数に関しましては滋賀医科大学との連携が進み、目標の77名を上回る80名体制となりました。一方、看護師の人数に関しましては、目標の403名を下回る363名となりました。その理由につきましては、出産・育児、婚姻による転居、また転職を理由とした離職等が下回る結果となった主な原因と考えております。

看護師採用の対策としましては、様々な就職説明会への参加に加え、新たに人材紹介業者の導入や就職情報サイトの利用、大学訪問等に取り組んでおります。その他、社会福祉士など一部採用が厳しい職種はありますが、いずれの職種にしましてもコロナ禍を理由としたものではございません。

次に、③職員の超過勤務の状況と残業の集中している職員はいないかについてであります。

令和3年度下半期においては平均で13.5時間、また、令和4年度につきましては8月までの集計で平均12.3時間となっておりまして、令和3年度上半期比較では減少傾向であります。

また、通常業務にコロナ対応が加わったことや、職員の退職、長期休職等で残業が集中している職員につきましては、その所属に欠員補充を行ったり、また毎月の衛生委員会で時間外労働の状況を報告したり、残業時間の削減対策を検討するとともに、該当職員に対しては、産業医面談の勧奨を行うなどの対策を実施しております。

次に、④職員の意識改革における課題認識と経営支援コンサルタントの役割についてであります。

当院では、地域住民にとって必要な医療を継続的、安定的に提供するため、法人理事長のリーダーシップ発揮による迅速かつ柔軟な意思決定により、健全経営を目指していますが、様々な専門職で構成される約800人の病院職員に対しまして、経営意識を醸成することが課題であると認識しております。

そのような中で経営支援コンサルタントの役割は、重要な経営指標に関し

て、当院の診療情報データや各部門の業務内容を分析し、コンサルタント会社が保有する全国同規模病院のベンチマークを基に、当院の立ち位置及び課題を明確化し、課題改善に向けた支援を受けております。

大きなメリットとしましては、各部門においてベンチマークに基づいた数値目標を達成するため、当該部門が主体となって経営戦略室と連携しながら多職種間で何度も協議を重ね、業務改善に取り組んでおります。これらの取り組みによる業務の改善状況がベンチマークにより可視化され、適切な評価が可能となることにより、職員のモチベーション向上や主体的な行動に繋がっております。このような各部門の経営改善に向けた主体的な活動が、病院組織の活性化と経営意識の向上につながっていくものと考えております。

次に、⑤業務運営の改善及び効率化について、内部監査室の役割と評価についてであります。

当院では、理事長直轄組織の内部監査室及び院長直轄組織の経営戦略室を組織することで法人のガバナンス体制を整えております。

内部監査室は、事務系部門を対象に年4回の監査を実施し、中期計画及び年度計画に定める業務の実施状況、財務処理・資産の管理状況、契約に関する事項、各業務プロセスにおけるリスクマネジメント、コンプライアンス等に関する事項など多岐にわたり実施をしています。また、監査結果に基づき、各部署に対し速やかに課題解決に向けた指示を行うとともに、法人監事である弁護士・公認会計士とも連携し、内部監査の実効性を確保しております。

内部監査は、業務運営の改善及び効率化につながる提案の機会であり、年4回という短期間で実施することにより、速やかな業務改善につながることで、病院業務の適正な遂行に寄与していると評価をいたしております。

以上、答弁といたします。

議長

2番 西山議員

詳細かつ細目に渡り回答ありがとうございました。このことによつて現在の状況というのが可視化、皆さんでも共有化できたんじやないかと思います。1点だけ、やはり看護師の体制が病床確保にも課題となっていることが全員協議会での意見でもありました。この看護師不足、これについて、とりわけ転職、甲賀病院を辞めて他の病院へ移られる、そんなことについての理由とか人数とか、そんな分かりましたら報告をお願いしたいと思います。

事務局答弁。

議長

ただ今、再問いただきました看護師の転職の理由、人数の把握でございますが、申し訳ありませんが私の方は把握しておりません。よろしいでしょうか。

西山議員  
望月議長  
西山議員

望月議長  
玉木事務局長  
玉木事務局長  
望月議長

西山議員  
望月議長

はい。  
西山議員の質問が終わりました。以上で一般質問を終わります。

○閉会

望月議長

お諮りします。  
本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。  
よって、会議規則第7条の規定により閉会いたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

望月議長

異議なしと認めます。  
よって、本定例会は閉会することに決しました。  
以上で令和4年第2回公立甲賀病院組合議会定例会は閉会をいたします。  
ありがとうございました。

(10月26日 午前10時53分閉会)

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

議長

望月卓

署名議員

木曾本律子

署名議員

中土翔太

